

第4節

環境整備法に基づく第1種区域等の指定の開始

(昭和53年12月28日)

....Outline....

昭和40年代から進展した防衛施設周辺の都市化や環境の保全に対する周辺住民の要望の高まりなどを背景として、関係地方公共団体等は、防衛施設庁に対して住宅防音工事等の充実を強く要請するようになっていた。

このような状況を踏まえ、昭和49年に「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）」（昭和49年法律第101号）が制定され、新たな施策として、同法第4条に基づく個人の住宅に対する防音工事の助成が開始されることとなり、防衛施設庁は昭和53年12月28日に小松・岩国・嘉手納の3飛行場に係る第1種区域等の指定を全国の飛行場等に先駆けて告示し、同法に基づく住宅防音工事を本格的に実施することとした。

●住宅防音工事の概要

防衛施設の設置・運用は、周辺地域の住民の生活や事業活動に少なからず負担をかけたリ、地域の振興を阻害する要因となる場合も決して少なくないことから、防衛施設の設置・運用と周辺地域の住民の生活等との調和を図ることは極めて重要な課題である。

昭和40年代から進展した防衛施設周辺の都市化や環境の保全に対する防衛施設周辺住民の要望の高まりなどを背景として、特に飛行場については、民間、自衛隊、米軍の飛行場を問わず、その周辺地域における航空機騒音の問題が重視されるようになり、防衛施設庁に対して関係地方公共団体等から住宅防音工事等の充実が強く要請されるようになった。

防衛施設庁としては、従来から「防衛施設周辺の整備等に関する法律（周辺整備法）」（昭和41年法律第135号）に基づき学校・病院などに対する防音工事の助成等を行ってきたところであるが、これらの施策だけでは住民等の要望に応えることが次第に困難となってきた。その上、昭和48年12月27日には公共用飛行場について「航空機騒音に係る環境基準」を環境庁が告示し、自衛隊等の飛行場についても公共用飛行場に準じた環境基準の維持達成に努めるものとされた。これらを踏まえて、昭和49年に環境整備法が制定され、新たな施策として同法第4条に基づく個人の住宅に対する防音工事の助成が開始された（第3章第7節参照）。

● これまでの住宅防音工事への取組

防衛施設庁は環境整備法の施行を受け、住宅防音工事の助成対象となる第1種区域を指定するため、千歳飛行場、百里飛行場及び横田飛行場の周辺地域の騒音度調査を開始した。このうち、千歳飛行場については、関係地方公共団体の意見を聴取した上で区域指定案を作成する一方で、激しい航空機騒音に悩まされる住民の強い要望もあり、区域指定の告示前の昭和49年度に、第1種区域に指定を予定していた地域内の8戸の住宅防音工事を試験的に実施した。

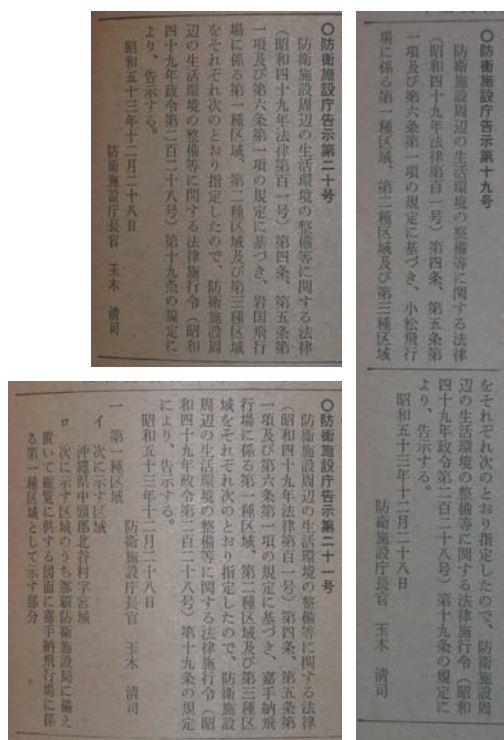
その後、防衛施設庁は、昭和53年12月28日に小松・岩国・嘉手納の3飛行場に係る第1種区域等の指定を全国の飛行場等に先駆けて告示し、環境整備法に基づき、本格的に住宅防音工事を実施した。以後、逐次、対象となる飛行場について区域指定を行うための騒音度調査を行い、順次区域を指定し、現在30の飛行場等に係る第1種区域等の指定がなされており、これらの飛行場等周辺において住宅防音工事が実施されている。

これまで、住宅防音工事は、同庁の防衛施設周辺地域に対する施策の中でも重点施策として位置付けられ、昭和49年度から平成17年度までの約30年間で累計約1兆6,000億円を投じて約41万世帯に対する防音工事を実施してきたところである。具体的には、昭和59年度において年間実績が500億円を超え、また平成4年度から平成10年度においては年間実績が700億円を超え、ピークの時期を迎えた。その後は、住宅防音工事の進捗に伴って

年間実績は減少し、平成17年度の年間実績は約400億円となっており、このうちの約30%以上を厚木海軍飛行場周辺地域における事業が占めている。

以上のように、防衛施設庁は平成17年度までに全国で約41万世帯の住宅防音希望者に対する住宅防音工事の助成を実施してきているが、自衛隊等の飛行場周辺の第1種区域については、最終の指定告示日から相当の年数が経過しており、その間、周辺地域における航空機の騒音状況に変化が生じてきた。

また、平成14年7月、防衛施設庁長官の私的懇談会である「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」から「真に騒音等の影響を受けている住民に対して限られた財源を効果的に支出する観点から、深刻な騒音等の影響を被っている区域を見極める必要があり、改めて計画的に全国の飛行場施設の



小松・岩国・嘉手納各飛行場の第1種区域等の指定を告示する官報（昭和53年12月28日）

騒音度を調査し、各防衛施設ごとに段階的に区域の見直しを図ることが適切な時期が到来している」との提言を受けるに至った。

これらを踏まえ、防衛施設庁は、平成15年度から主要な飛行場周辺地域の騒音度調査を実施することとし、同年度は、横田飛行場及び厚木海軍飛行場、平成16年度は松島飛行場の騒音度調査を実施し、その結果、平成17年10月に横田飛行場、平成18年1月に厚木海軍飛行場及び同年12月に松島飛行場の区域見直しに係る告示を行ったところであり、他の飛行場についても区域見直しを適宜実施していくこととしている。

第1種区域等指定等状況表（平成18年12月26日現在）

施 設 名	指定等(告示年月日)	第1種区域	第2種区域	第3種区域	備 考
千歳飛行場	昭.56.10.31 昭.57. 3.31	●	●	●	
北海道大演習場 (島松地区)	昭.54. 8.31 昭.56. 7.18 昭.57. 6.28 平.15. 8.29	×			解除日：平.17.4.1
三沢飛行場	昭.54. 9. 5 昭.56.10.31 昭.58. 9.10 昭.63.10.31 平. 7.10.13 平.11. 3.30	●	●	●	
三沢対地射撃場	昭.54. 9. 5 昭.58. 9.10 平. 1. 3.30 平.11. 3.30	●	●	●	
八戸飛行場	昭.55.12.26 昭.58. 3.10	●			
松島飛行場	昭.54. 8.31 昭.55.12.26 昭.58. 3.10 昭.61. 2.25 平.18.12.26	■	△	△	解除適用日：平.20.7.1
霞ヶ浦飛行場	平. 9. 6.26	●			
宇都宮飛行場	平. 9. 6.26	●			
相馬原飛行場	平.15. 6. 2	●			
横田飛行場	昭.54. 8.31 昭.55. 9.10 昭.59. 3.31 平.17.10.20	■	△		解除適用日：平.19.5.1
入間飛行場	昭.54. 8.31 昭.55. 9.10 昭.58.12.24	●			
下総飛行場	昭.56.10.31 昭.61. 2.25	●			
百里飛行場	昭.56.10.31 昭.58.12.24 平. 1. 6.30	●	●	●	
木更津飛行場	平. 7. 4.20	●			

施 設 名	指定等(告示年月日)	第1種区域	第2種区域	第3種区域	備 考
厚木飛行場	昭.54. 9. 5 昭.56.10.31 昭.59. 5.31 昭.61. 9.10 平.18. 1.17	■	■	●	解除適用日：平.19.8.1
浜松飛行場	昭.54. 8.31 昭.56. 7.18	●	●	●	
静浜飛行場	昭.56.10.31 昭.60. 3.18	●			
小松飛行場	昭.53.12.28 昭.55. 9.10 昭.57. 6.28 昭.59.12.20	●	●	●	
岐阜飛行場	昭.54. 6.15 昭.55. 9.10 昭.60. 3.18	●			
徳島飛行場	昭.55. 9.10 昭.57. 3.31	●			
岩国飛行場	昭.53.12.28 昭.55. 9.10 昭.57. 6.28 平. 4. 3.27	●	●	●	
美保飛行場	昭.56. 7.18 昭.58. 3.10 平. 3. 6.12	●			
防府飛行場	昭.58.12.24	●			
小月飛行場	昭.58.12.24	●			
芦屋飛行場	昭.54. 7.14 昭.55.12.26 昭.58. 3.10 平.16.12.27	●			
築城飛行場	昭.54. 7.14 昭.55.12.26 昭.58. 9.10 平. 4.10.22	●	●	●	
新田原飛行場	昭.54. 7.14 昭.56.10.31 昭.58. 3.10 平. 5. 7. 1 平.15. 8.29	●	●	●	
鹿屋飛行場	昭.56.10.31 昭.58. 3.10 昭.59.12.20	●			
目達原飛行場	昭.63.10.31 平. 5.12. 3	●			
嘉手納飛行場	昭.53.12.28 昭.56. 7.18 昭.58. 3.10	●	●	●	
普天間飛行場	昭.56. 7.18 昭.58. 9.10	●			
計30施設（北海道大演習場を除く）					

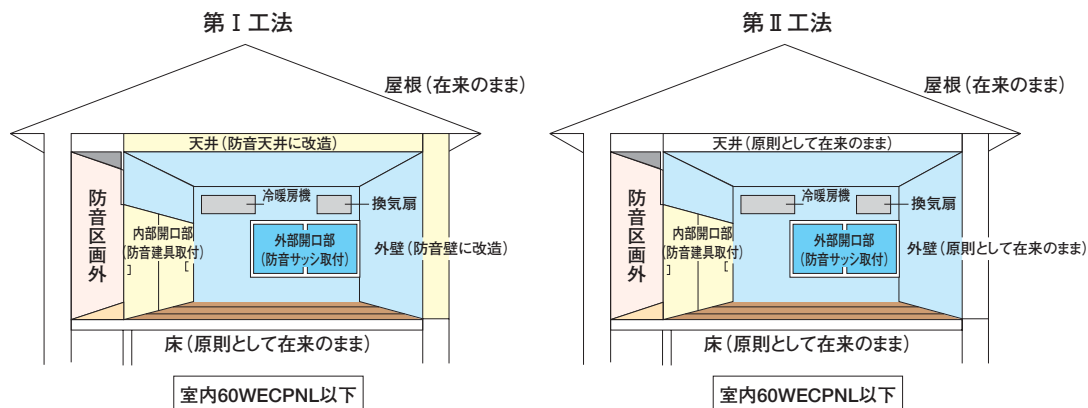
● 区域指定済 ■ 区域指定一部解除予定 △ 区域指定解除予定 × 区域指定解除済

● 住宅防音事業の内容

防衛施設庁が行う住宅防音事業は、「航空機の騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）の趣旨を踏まえ、防衛施設である飛行場については、音源対策又は運航対策による航空機騒音の軽減には自衛隊・米軍の任務の特性上自ずと限界があることから、室内での騒音の軽減を図り、上記環境基準が示す改善目標が達成できるよう、防音工事を鋭意実施してきた。具体的には、屋内の環境を60WECPNL（加重等価継続感覚騒音レベル）以下に低減することを目的として、開口部を防音サッシに取り替えるなどし、あわせて所要の屋内環境を保持するためエアコンなどを設置することとしている。

防衛施設庁では、住宅防音工事の対象世帯数が膨大であること等から、住宅防音工事の対象居室数を、世帯人員が1人の場合には2居室、2人の場合には3居室、3人の場合には

住宅防音工事の内容



第Ⅰ工法と第Ⅱ工法の比較

区 分	第Ⅰ工法	第Ⅱ工法
施工対象区域	80WECPNL以上の第1種区域	75WECPNL以上80WECPNL未満の第1種区域
計画防音量	25dB以上	20dB以上
工 事 内 容	屋 根	在来のまま
	天 井	在来天井を撤去し、防音天井に改造
	壁	在来壁を撤去し、防音壁に改造
	外部開口部	防音サッシ（第Ⅰ工法用）の取付
	内部開口部	防音建具（襖、ガラス戸等）の取付
	床	原則として在来のまま。但し、著しく防音上有害な亀裂、隙間がある場合等には補修工事を実施
	空気調和設備	換気扇及び冷暖房機等の設置
	その他	住宅防音工事に伴う必要な工事

（注）第2種区域（90WECPNL以上）においては、第Ⅰ工法に防音材（軟質遮音シート、鉛板貼石膏ボード）の付加等の工事を行う。

4居室、4人以上の場合には5居室をそれぞれ限度として、防衛施設ごとに新規工事と追加工事の防音工事を計画的に実施してきたところであるが、新規工事の進捗状況等を踏まえ、平成4年度からは新規工事と追加工事の双方を同時に実施する一挙（特例）工事を、さらに平成14年度からは室内環境の保全をより一層確保するため、特に騒音の著しい85WECPNL以上の区域において、住宅全体を対象とする外郭防音工事を実施してきたところである。

● 住宅防音事業が果す役割等

防衛施設庁が行う住宅防音事情は、国が県や市を経由して行う一般的な補助事業とは異なり、国が直接、住民個人に対して補助を行う他にあまり例を見ない事業である。したがって、防衛施設庁は、全国30の飛行場等をカバーするそれぞれの防衛施設局及び名古屋防衛施設支局が、周辺住民の要望等に対してきめ細やかに対応をとることができる体制をとって、これまで本事業を実施してきたところである。今後も、防衛施設周辺の住民の生活環境をより良いものとするにより、防衛施設周辺住民から防衛施設の設置・運用に関する一層の理解が得られるよう、住宅防音事業の充実に努める必要がある。

また、住宅防音事業が周辺住民一人一人を対象として行われるものであることも踏まえ、その公平性・適正性を厳格に維持しながら実施していく必要があることはいうまでもない。



住宅防音工事の様子（工事実施前：左、工事実施後：右）